

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部
法務・法人局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次

ページ

告 示

○特定調達契約に係る入札の公告（2件）	57
○道営土地改良事業変更計画の決定	60
○知事権限に係る保安林の指定	60
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定	60
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更	60
○道路の区域の変更及び供用の開始	61
○急傾斜地崩壊危険区域の指定	61
○土砂災害警戒区域の指定	61
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	62
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	64
○特定調達契約に係る入札の公告	64

総合振興局告示及び振興局告示

○特定調達契約に係る入札の公告	65
○特定調達契約に係る落札者等の公示	67
○特定調達契約に係る入札の公告（2件）	67

道教育庁教育局告示

○特定調達契約に係る入札の公告（4件）	70
---------------------	----

道人事委員会規則

○管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	75
---------------------------	----

道警察本部告示

○交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の一部改正	75
---------------------------------	----

道警察方面本部告示

○特定調達契約に係る入札の公告	77
-----------------	----

告 示

北海道告示第56号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成30年1月26日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の名称及び数量
北海道庁本庁舎清掃業務（地上8階から地上12階まで及び塔屋） 一式
- (2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。
- (3) 契約期間 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。

- (4) 履行場所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成27年北海道告示第726号、平成29年北海道告示第18号又は平成30年北海道告示第15号に規定する庁舎等清掃の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 資格審査の申請をする日の直前2年間に、本調達と種類及び規模をほぼ同じくする契約を誠実に履行した者であること。
- (5) 清掃員を常時30人以上雇用していること。
- (6) 仕様書で定める作業仕様により、作業計画を策定することができる者であること。

3 資格要件の特例

平成16年北海道告示第447号の2による。

また、同告示の2の(1)に該当する場合は、2の(4)及び(5)に掲げる資格要件にあっては、当該組合と組合員（組合が指定する組合員）の合計値とすることができる。

4 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(4)から(6)までに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成30年1月26日（金）から同年2月23日（金）まで（日曜

日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道総務部総務課庁舎保全グループ（北海道庁本庁舎5階）

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

5 契約条項を示す場所
北海道総務部総務課

6 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎7階共用会議室B（送付による場合は、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道総務部総務課庁舎保全グループ）

(2) 入札日時 平成30年3月12日（月）午後1時（送付による場合は、同月9日（金）までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

7 入札保証金
平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 5に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、総務部総務課のホームページ（http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/sum/so_nyusatu.htm）においてダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否
平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。

10 最低価格の入札者を落札者とししない場合
この入札は、低入札価格調査の基準価格を設定しており、基準価格に満たない入札が行われた場合は、最低の価格でもって入札した者であっても、必ずしも落札者とならない場合がある。

11 落札者と契約の締結を行わない場合
落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を

講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

12 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

(1) 名称 北海道総務部総務課庁舎保全グループ

(2) 所在地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

(3) 電話番号 011-231-4111 内線 22-533

13 Summary

A Nature and quantity of the services to be procured : Cleaning of offices in the Hokkaido Government building (From 8th floor to 12th floor plus penthouse, inclusive)

B Bid tendering date and time : 1:00 P.M., March 12, 2018
(If mailed, bids must arrive no later than March 9, 2018)

C Contact : Administrative Division, Department of General Affairs, Hokkaido Government, Kita 3-jo Nishi 6-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8588 Japan
Phone : 011-231-4111 Extension 22-533

北海道告示第57号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成30年1月26日

北海道知事 高橋 はるみ

1 入札に付する事項

(1) 調達をする特定役務の名称及び数量

ア 北海道庁別館庁舎清掃業務（地上3階から地上5階まで） 一式

イ 北海道庁別館庁舎清掃業務（地上6階から地上8階まで） 一式

ウ 北海道庁別館庁舎清掃業務（地上9階から地上12階まで） 一式

アからウまでについては、それぞれの入札とする。

(2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。

(3) 契約期間 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、こ

の契約を解除することができる旨の特約を付している。

(4) 履 行 場 所 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館庁舎

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成27年北海道告示第726号、平成29年北海道告示第18号又は平成30年北海道告示第15号に規定する庁舎等清掃の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 資格審査の申請をする日の直前2年間に、本調達と種類及び規模をほぼ同じくする契約を誠実に履行した者であること。

(5) 清掃員を常時20人以上雇用していること。

(6) 仕様書で定める作業仕様により、作業計画を策定することができる者であること。

3 資 格 要 件 の 特 例

平成16年北海道告示第447号の2による。

また、同告示の2の(1)に該当する場合は、2の(4)及び(5)に掲げる資格要件にあっては、当該組合と組合員（組合が指定する組合員）の合計値とすることができる。

4 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)から(6)までに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成30年1月26日（金）から同年2月23日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道総務部総務課庁舎保全グループ（北海道庁本庁舎5階）

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

5 契約条項を示す場所

北海道総務部総務課

6 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎7階共用会議室B（送付による場合は、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道総務部総務課庁舎保全グループ）

(2) 入 札 日 時

ア 北海道庁別館庁舎清掃業務（地上3階から地上5階まで）

平成30年3月12日（月）午後1時30分

イ 北海道庁別館庁舎清掃業務（地上6階から地上8階まで）

平成30年3月12日（月）午後2時

ウ 北海道庁別館庁舎清掃業務（地上9階から地上12階まで）

平成30年3月12日（月）午後2時30分

（送付による場合は、同月9日（金）までに必着）

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

7 入 札 保 証 金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 5に同じ。

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

なお、総務部総務課のホームページ（http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/sum/so_nyusatu.htm）においてダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。

10 最低価格の入札者を落札者とししない場合

この入札は、低入札価格調査の基準価格を設定しており、基準価格に満たない入札が行われた場合は、最低の価格でもって入札した者であっても、必ずしも落札者とならない場合がある。

11 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

12 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

(1) 名 称 北海道総務部総務課庁舎保全グループ

(2) 所在地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
(3) 電話番号 011-231-4111 内線 22-533

13 Summary

A Nature and quantity of the services to be procured :

- a Cleaning of offices in the Hokkaido Government Annex (From 3rd floor to 5th floor, inclusive)
- b Cleaning of offices in the Hokkaido Government Annex (From 6th floor to 8th floor, inclusive)
- c Cleaning of offices in the Hokkaido Government Annex (From 9th floor to 12th floor, inclusive)

B Bid tendering date and time :

- a 1:30 P.M., March 12, 2018
- b 2:00 P.M., March 12, 2018
- c 2:30 P.M., March 12, 2018

(If mailed, bids must arrive no later than March 9, 2018)

C Contact : Administrative Division, Department of General Affairs, Hokkaido Government, Kita 3-jo Nishi 6-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8588 Japan Phone : 011-231-4111 Extension 22-533

北海道告示第58号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、道営土地改良（西根室地区（区画整理））事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道根室振興局に備え置いて、平成30年1月30日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成30年1月26日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第59号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成30年1月26日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 保安林の所在場所 稚内市中央1丁目566の1・566の2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 雪崩の危険の防止

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る立木の伐採を禁止する。

イ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道宗谷総合振興局産業振興部林務課及び稚内市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第60号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成30年1月26日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 指定施業要件変更予定保安林 小樽市（次の図に示す部分に限る。）

の所在場所

2 保安林として指定された目的 水源の涵養^{かん}

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道後志総合振興局産業振興部林務課及び小樽市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第61号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成30年1月26日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 野付郡別海町（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐は、択伐による。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 野付郡別海町（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐は、択伐による。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道根室振興局産業振興部林務課及び別海町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第62号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び北海道十勝総合振興局帯広建設管理部に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成30年1月26日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 道路の種類 道道
2 路線名 清水大樹線
3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員	延 長	国道等との重複区間
上川郡清水町字清水第8線39番1地先から	前	16.00mから	2,406.30m	—
同郡清水町字羽帯南4線119番1地先まで		36.00mまで		
	前	20.38mから 59.16mまで	2,374.26m	—
	後	16.00mから	2,406.30m	—

	36.00mまで		
後	20.38mから 59.16mまで	2,374.26m	—
後	20.38mから 70.52mまで	2,371.45m	—

北海道告示第63号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び北海道空知総合振興局札幌建設管理部に備え置いて縦覧に供する。

平成30年1月26日

北海道知事 高 橋 はるみ

北広島中央5丁目2地区急傾斜地崩壊危険区域
次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱13号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱13号とを結んだ線によって囲まれた区域

市	字	地番	標柱番号
北広島市	稲穂町西5丁目	3番	1
同	中央6丁目	50番	2
同	同	同	3
同	同	同	4
同	中央5丁目	8番3	5
同	同	同	6
同	同	同	7
同	同	8番2	8
同	同	同	9
同	稲穂町西6丁目	4番	10
同	同	同	11
同	同	5番	12
同	同	3番10	13

北海道告示第64号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成30年1月26日

北海道知事 高 橋 はるみ

1(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 温泉川（Ⅰ－21－1000） (2) 土砂災害警戒区域の表示 函館市御崎町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 2(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 学校沢川（Ⅰ－61－0500） (2) 土砂災害警戒区域の表示 稚内市大字抜海村字バックイ、字クトネベツ（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 3(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 勇知の沢川（Ⅱ－61－0520） (2) 土砂災害警戒区域の表示 稚内市大字抜海村字上ユーチ原野（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 4(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 工場の沢川（Ⅱ－61－0510） (2) 土砂災害警戒区域の表示 稚内市大字抜海村字上ユーチ、字上ユーチ原野、字上勇知（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 （「次の図」は省略し、その図面を関係総合振興局建設管理部に備え置いて縦覧に供する。） 北海道告示第65号 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。 平成30年1月26日 北海道知事 高 橋 はるみ 1(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 恵山御崎1－(1)（Ⅰ－2－144－1182）	(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 函館市柏野町、恵山町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 2(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 恵山御崎1－(2)（Ⅰ－2－145－1183） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 函館市柏野町、恵山町、御崎町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 3(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 恵山御崎1－(3)（Ⅰ－2－146－1184） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 函館市御崎町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 4(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 恵山御崎1－(4)（Ⅰ－2－147－1185） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 函館市柏野町、御崎町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 5(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 イノウエ川（Ⅱ－21－0970） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 函館市恵山町、柏野町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
--	--

土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 6(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 神社川（Ⅱ－21－0980） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 函館市御崎町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 7(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 滝沢川（Ⅱ－21－0990） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 函館市御崎町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 8(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 岩田川（Ⅰ－21－1010） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 函館市御崎町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 9(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 小荒の沢川（Ⅱ－21－1020） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 函館市御崎町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり	10(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 稚内抜海 1（Ⅰ－6－45－2380） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 稚内市大字抜海村字バツカイ、字クトネベツ（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 11(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 稚内抜海 2（Ⅰ－6－46－2381） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 稚内市大字抜海村字バツカイ、字クトネベツ（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 12(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 稚内抜海 3（Ⅰ－6－47－2382） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 稚内市大字抜海村字バツカイ（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 13(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 稚内抜海 4（Ⅱ－6－25－1750） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 稚内市大字抜海村字バツカイ（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 14(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 稚内上勇知 1（Ⅰ－6－48－2383） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
---	--

稚内市大字抜海村字上ユーチ原野（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 15(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 稚内上勇知2（Ⅰ－6－49－2384） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 稚内市大字抜海村字上ユーチ原野（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 16(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 稚内上勇知3（Ⅱ－6－26－1751） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 稚内市大字抜海村字上ユーチ原野（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり （「次の図」は省略し、その図面を関係総合振興局建設管理部に備え置いて縦覧に供する。） 北海道告示第66号 都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。 平成30年1月26日 北海道知事 高 橋 はるみ <table border="0"> <tr> <td>1 施 行 者 の 名 称</td> <td>旭川市</td> </tr> <tr> <td>2 都市計画事業の種類及び名称</td> <td>旭川圏都市計画道路事業（3・4・58号神楽3条通）</td> </tr> <tr> <td>3 事業施行期間</td> <td>平成24年4月27日から平成33年3月31日まで</td> </tr> <tr> <td>4 事業地（収用の部分）</td> <td>変更なし</td> </tr> </table> 北海道告示第67号	1 施 行 者 の 名 称	旭川市	2 都市計画事業の種類及び名称	旭川圏都市計画道路事業（3・4・58号神楽3条通）	3 事業施行期間	平成24年4月27日から平成33年3月31日まで	4 事業地（収用の部分）	変更なし	次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。 平成30年1月26日 北海道知事 高 橋 はるみ 1 入 札 に 付 す る 事 項 (1) 調達をする物品等の名称（1箱当たりの単価）及び調達予定数量 ア 北海道本庁等コピー用紙（A4）ほか全4件 34,280箱（1箱（500枚／冊×5冊入）） イ 北海道本庁等コピー用紙（A3）ほか全4件 1,390箱（1箱（500枚／冊×3冊入）） ウ 北海道本庁等コピー用紙（B4） 160箱（1箱（500枚／冊×5冊入）） エ 北海道本庁等コピー用紙（B5） 30箱（1箱（500枚／冊×5冊入）） アからエまでについては、それぞれの入札とする。 (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。 (3) 契 約 期 間 平成30年4月2日から平成31年3月29日まで (4) 納 入 場 所 入札説明書による。 (5) 電子入札に関する事項 この入札は、原則として、入札書その他の書類の提出を電子入札システムを利用して行うこと。ただし、電子入札システムにより難しい場合は、事前の申込みにより、紙の手続による参加を認める。 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 平成27年北海道告示第726号、平成29年北海道告示第18号又は平成30年北海道告示第15号に規定する物品の購入の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。 (4) 当該調達をする物品等に関し、仕様を満たす製品の供給が可能であること。 3 条件付一般競争入札参加資格の審査 (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、ア及びイに定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。 ア 申 請 の 時 期 平成30年1月26日（金）午前9時から同年2月23日（金）午後5時まで。ただし、紙により申請する場合は、出納局会計管
1 施 行 者 の 名 称	旭川市								
2 都市計画事業の種類及び名称	旭川圏都市計画道路事業（3・4・58号神楽3条通）								
3 事業施行期間	平成24年4月27日から平成33年3月31日まで								
4 事業地（収用の部分）	変更なし								

理室調達課に平成30年1月26日（金）から同年2月23日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時（最終日は午後3時）までに提出すること。

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道出納局会計管理室調達課

5 入札書の提出等

(1) 入札開始日時 平成30年3月5日（月）午前9時

(2) 入札書提出締切日時 平成30年3月12日（月）午後3時。ただし、紙により提出する場合で持参によるときは、開札場所に開札予定日時までに、また、送付によるときは、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道出納局会計管理室調達課に開札予定日時までに提出すること。

(3) 開札場所 北海道庁別館4階 出納局入札室

(4) 開札予定日時 平成30年3月13日（火）午前11時

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 電子入札システム上及び北海道出納局会計管理室調達課

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道出納局会計管理室調達課のホームページ（<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/st/cut/kjc5.htm>）においてダウンロードすることができる。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のウ及び3の(1)による。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 支出負担行為を行う者（契約者）

入札説明書による。

11 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

(1) 名称 北海道出納局会計管理室調達課

(2) 所在地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目

(3) 電話番号 011-204-5076

12 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured :

a Copier paper (recycled-paper) A4 (297 mm × 210 mm) Approximately 34,280 boxes (500sheets / volume Five volume is entered)

b Copier paper (recycled-paper) A3 (420 mm × 297 mm) Approximately 1,390 boxes (500sheets / volume Three volume is entered)

c Copier paper (recycled-paper) B4 (364 mm × 257 mm) Approximately 160 boxes (500sheets / volume Five volume is entered)

d Copier paper (recycled-paper) B5 (257 mm × 182 mm) Approximately 30 boxes (500sheets / volume Five volume is entered)

B Bid tendering date and time : 11 : 00 A.M., March 13, 2018

C Contact : Procurement Division, Office of Accounting Administration, Treasury Bureau, Hokkaido Government, kita 3-jo Nishi 7-chome Chuo-ku, Sapporo 060-8588 Japan

Phone : 011-204-5076

総合振興局告示及び振興局告示

北海道渡島総合振興局告示第5号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成30年1月26日

北海道渡島総合振興局長 小田原 輝 和

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称（1月当たりの単価）及び数量

乗用自動車の賃貸借（保健環境部環境生活課）１台分 一式 (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。 (3) 契約期間 平成30年５月７日から平成35年４月28日まで なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の３に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。 (4) 納入場所 入札説明書による。 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 平成27年北海道告示第726号、平成29年北海道告示第18号又は平成30年北海道告示第15号に規定する物品の賃貸借（自動車）の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。 (4) 当該調達をする物品等に関し、仕様書に記載の要件を満たしていることを証明した者であること。 (5) 当該調達をする物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。 3 条件付一般競争入札参加資格の審査 (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の５の２の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、２の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。 ア 申請の時期 平成30年１月26日（金）から同年２月19日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前９時から午後５時まで イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 ウ 申請書類の提出先 郵便番号 041－8558 函館市美原４丁目６番16号 北海道渡島総合振興局総務課需品係 (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。 4 契約条項を示す場所 北海道渡島総合振興局総務課	5 入札執行の場所及び日時 (1) 入札場所 函館市美原４丁目６番16号 北海道渡島合同庁舎３階入札室 （送付による場合は、郵便番号 041－8558 函館市美原４丁目６番16号 北海道渡島総合振興局総務課需品係） (2) 入札日時 平成30年２月28日（水）午前10時（送付による場合は、同月27日（火）までに必着） (3) 開札場所 (1)に同じ。 (4) 開札日時 (2)に同じ。 6 入札保証金 平成16年北海道告示第448号の１の(1)による。 7 一連の調達契約に関する事項 この契約を含む一連の調達のうちの最初の契約に係る入札の公告 平成29年２月21日付け北海道渡島総合振興局告示第30号 8 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交付場所 ４に同じ。 (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。 なお、郵送による交付を希望する場合は、A４判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。 また、北海道渡島総合振興局のホームページ（http://www.oshima.pref.hokkaido.lg.jp/index.htm）においてダウンロードすることができる。 9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否 落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。 北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第１項の規定により定めた予定価格（借入台数分に係る１月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（借入台数分に係る１月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。 10 落札者と契約の締結を行わない場合 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。 11 その他 平成16年北海道告示第448号の４の(2)、(4)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、次による。 契約に関する事務を担当する組織
--	---

- (1) 名 称 北海道渡島総合振興局総務課需品係
(2) 所 在 地 郵便番号 041-8558 函館市美原 4 丁目 6 番16号
(3) 電 話 番 号 0138-47-9416

12 Summary

- A Nature and quantity of the products to be procured : Lease of Car 1 set
B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., February 28, 2018
(If mailed, bids must arrive no later than February 27, 2018)
C Contact : Administrative Division, Oshima General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Mihara 4-chome 6-16, Hakodate, Hokkaido 041-8558 Japan
Phone : 0138-47-9416

北海道渡島総合振興局告示第6号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成30年 1 月26日

北海道渡島総合振興局長 小田原 輝 和

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
自動車（乗用自動車） 1 台（交換契約により自動車 1 台を契約の相手方に供し、自動車 1 台を契約の相手方から調達する。）
2 落札を決定した日
平成30年 1 月18日
3 落札者の氏名及び住所
(1) 氏 名 トヨタカローラ函館株式会社
(2) 住 所 函館市昭和 4 丁目36番36号
4 落札金額
1,660,000円
5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
6 一般競争入札の公告
平成29年12月22日付け北海道渡島総合振興局告示第152号
7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道渡島総合振興局総務課
(2) 所在地 函館市美原 4 丁目 6 番16号

北海道上川総合振興局告示第3号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成30年 1 月26日

北海道上川総合振興局長 渡 辺 明 彦

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称（1 月当たりの単価及び1 枚当たりの単価）及び数量
ア デジタルカラー複写機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙を除く。）の供給を含む。） 一式
イ 調達台数及び調達予定数量 1 台（1 月当たりモノクロ4,600枚及びフルカラー2,400枚）
(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
(3) 契 約 期 間 平成30年 4 月 2 日から平成35年 3 月31日まで
なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。

- (4) 納 入 場 所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成27年北海道告示第726号、平成29年北海道告示第18号又は平成30年北海道告示第15号に規定する物品の賃貸借（複写機）の資格を有すること。
(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
(4) 当該調達をする物品等に関し、仕様書に記載の要件等を満たす製品の供給が可能であること。
(5) 当該調達をする物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成30年 1 月26日（金）から同年 2 月23日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178

号)に規定する休日を除く。)の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 098-2232 中川郡美深町字東2条南4丁目
北海道上川総合振興局北部森林室管理課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道上川総合振興局北部森林室管理課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 中川郡美深町字東2条南4丁目 北海道上川総合振興局北部森林室2階会議室(送付による場合は、郵便番号 098-2232 中川郡美深町字東2条南4丁目 北海道上川総合振興局北部森林室管理課)

(2) 入札日時 平成30年3月8日(木)午前11時(送付による場合は、同月7日(水)午後5時までに必着)

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道上川総合振興局北部森林室のホームページ(<http://www.kamikawa.pref.hokkaido.lg.jp/sr/hsr/index.htm>)においてダウンロードすることができる。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

有効な入札をした者のうち、全ての入札金額(単価)が北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号)第151条第1項の規定により定めた予定価格(単価)の制限の範囲内であって、かつ、1か月当たりの入札金額(単価)に1枚当たりの入札金額(単価)に調達予定数量を乗じて得た金額を加えた合計金額が最低である者を落札者とする。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

(1) 名称 北海道上川総合振興局北部森林室管理課

(2) 所在地 郵便番号 098-2232 中川郡美深町字東2条南4丁目

(3) 電話番号 01656-2-1726

11 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured : Lease of a color copying machine 1 set

B Bid tendering date and time : 11:00 A.M., March 8, 2018

(If mailed, bids must arrive no later than 5:00 P.M., March 7, 2018)

C Contact : Administrative Division, Office of Northern Forestry Management, Kamikawa General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Minami 4-chome, Aza-higasi2-jo, Bifuka-cho, Nakagawa-gun, Hokkaido 098-2232 Japan
Phone : 01656-2-1726

北海道上川総合振興局告示第4号

次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受ける。

平成30年1月26日

北海道上川総合振興局長 渡辺明彦

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称(1月当たりの単価及び1枚当たりの単価)及び数量

ア デジタルカラー複写機等の賃貸借(点検、調整及び消耗品(用紙を除く。))の供給を含む。)一式

イ 調達台数及び調達予定数量 1台(1月当たりモノクロ1,200枚及びフルカラー600枚)

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 契約期間 平成30年3月26日から平成35年3月25日まで

なお、この契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。

- (4) 納入場所 入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当すること。
- (1) 平成27年北海道告示第726号、平成29年北海道告示第18号又は平成30年北海道告示第15号に規定する物品の賃貸借（複写機）の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 当該調達をする物品等に関し、仕様書に記載の要件等を満たす製品の供給が可能であること。
- (5) 当該調達をする物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていること。
- 3 条件付一般競争入札参加資格の審査
- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
- ア 申請の時期 平成30年1月26日（金）から同年2月23日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで
- イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
- ウ 申請書類の提出先 郵便番号 098-2232 中川郡美深町字東2条南4丁目
北海道上川総合振興局北部森林室管理課
- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
- 4 契約条項を示す場所
北海道上川総合振興局北部森林室管理課
- 5 入札執行の場所及び日時
- (1) 入札場所 中川郡美深町字東2条南4丁目 北海道上川総合振興局北部森林室2階会議室（送付による場合は、郵便番号 098-2232 中川郡美深町字東2条南4丁目 北海道上川総合振興局北部森林室管理課）
- (2) 入札日時 平成30年3月8日（木）午前11時（送付による場合は、同月7日（水）午後5時までに必着）

- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。
- 6 入札保証金
平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。
- 7 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交付場所 4に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。
なお、北海道上川総合振興局北部森林室のホームページ（<http://www.kamikawa.pref.hokkaido.lg.jp/sr/hsr/index.htm>）においてダウンロードすることができる。
- 8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否
落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。
有効な入札をした者のうち、全ての入札金額（単価）が北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格（単価）の制限の範囲内であって、かつ、1月当たりの入札金額（単価）に1枚当たりの入札金額（単価）に調達予定数量を乗じて得た金額を加えた合計金額が最低である者を落札者とする。
- 9 落札者と契約の締結を行わない場合
落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- 10 その他
平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、次による。
契約に関する事務を担当する組織
- (1) 名称 北海道上川総合振興局北部森林室管理課
- (2) 所在地 郵便番号 098-2232 中川郡美深町字東2条南4丁目
- (3) 電話番号 01656-2-1726
- 11 Summary
- A Nature and quantity of the products to be procured : Lease of a color copying machine 1 set
- B Bid tendering date and time : 11:00 A.M., March 8, 2018
(If mailed, bids must arrive no later than 5:00 P.M., March 7, 2018)
- C Contact : Administrative Division, Office of Northern Forestry Management, Kamikawa General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Minami4-chome, Aza-higasi2-jo, Bifuka-cho, Nakagawa-gun, Hokkaido 098-2232 Japan
Phone : 01656-2-1726

道 教 育 庁 教 育 局 告 示

北海道教育庁石狩教育局告示第3号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成30年1月26日

北海道教育庁石狩教育局長 馬 橋 功

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称（1リットル当たりの単価）及び調達予定数量

ア	A重油（A地区）（J I S 1種1号）	225,000リットル
イ	A重油（B地区）（J I S 1種1号）	208,000リットル
ウ	A重油（C地区）（J I S 1種2号）	230,000リットル
エ	A重油（D地区）（J I S 1種2号）	278,000リットル
オ	A重油（E地区）（J I S 1種2号）	268,000リットル
カ	A重油（F地区）（J I S 1種2号）	289,000リットル
キ	A重油（G地区）（J I S 1種2号）	299,000リットル
ク	A重油（H地区）（J I S 1種2号）	255,000リットル
ケ	A重油（I地区）（J I S 1種2号）	255,000リットル
コ	A重油（J地区）（J I S 1種2号）	293,000リットル
サ	A重油（K地区）（J I S 1種2号）	293,000リットル
シ	A重油（L地区）（J I S 1種2号）	392,000リットル
ス	A重油（M地区）（J I S 1種2号）	234,000リットル
セ	A重油（N地区）（J I S 1種2号）	279,000リットル
ソ	A重油（O地区）（J I S 1種2号）	218,000リットル
タ	A重油（P地区）（J I S 1種2号）	285,000リットル

アからタまでについては、それぞれの入札とする。

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 契 約 期 間 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

(4) 納 入 場 所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 平成27年北海道告示第726号、平成29年北海道告示第18号又は平成30年北海道告示第15号に規定する物品の購入（暖房燃料）の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されてい

ないこと。

(4) 石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年法律第96号）第27条第1項に定める石油販売業の届出をしている者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成30年1月26日（金）から同年3月1日（木）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8549 札幌市中央区北3条西7丁目
北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館地下1階大会議室（送付による場合は、郵便番号 060-8549 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室）

(2) 入 札 日 時 平成30年3月16日（金）午前10時（送付による場合は、同月15日（木）午後5時までに必着）

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入 札 保 証 金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 4に同じ。

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道教育庁石狩教育局のホームページ（<http://www.dokyo.i.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ikk/>）においてダウンロードすることができる。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のウ及び3の(1)による。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- | | |
|-------------|-----------------------------|
| (1) 名 称 | 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室 |
| (2) 所 在 地 | 郵便番号 060-8549 札幌市中央区北3条西7丁目 |
| (3) 電 話 番 号 | 011-204-5872 |

11 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured :

- | | | |
|---|--|----------------|
| a | Fuel oil A (JIS CLASS 1, No 1) Approximately | 225,000 liters |
| b | Fuel oil A (JIS CLASS 1, No 1) Approximately | 208,000 liters |
| c | Fuel oil A (JIS CLASS 1, No 2) Approximately | 230,000 liters |
| d | Fuel oil A (JIS CLASS 1, No 2) Approximately | 278,000 liters |
| e | Fuel oil A (JIS CLASS 1, No 2) Approximately | 268,000 liters |
| f | Fuel oil A (JIS CLASS 1, No 2) Approximately | 289,000 liters |
| g | Fuel oil A (JIS CLASS 1, No 2) Approximately | 299,000 liters |
| h | Fuel oil A (JIS CLASS 1, No 2) Approximately | 255,000 liters |
| i | Fuel oil A (JIS CLASS 1, No 2) Approximately | 255,000 liters |
| j | Fuel oil A (JIS CLASS 1, No 2) Approximately | 293,000 liters |
| k | Fuel oil A (JIS CLASS 1, No 2) Approximately | 293,000 liters |
| l | Fuel oil A (JIS CLASS 1, No 2) Approximately | 392,000 liters |
| m | Fuel oil A (JIS CLASS 1, No 2) Approximately | 234,000 liters |
| n | Fuel oil A (JIS CLASS 1, No 2) Approximately | 279,000 liters |
| o | Fuel oil A (JIS CLASS 1, No 2) Approximately | 218,000 liters |
| p | Fuel oil A (JIS CLASS 1, No 2) Approximately | 285,000 liters |

B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., March 16, 2018

(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., March 15, 2018)

C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Ishikari District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Kita 3-jo Nishi 7-chome, Chuo-Ku, Sapporo 060-8549 Japan

Phone : 011-204-5872

北海道教育庁石狩教育局告示第4号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成30年1月26日

北海道教育庁石狩教育局長 馬 橋 功

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称（1リットル当たりの単価）及び調達予定数量

ア	灯油（A地区）（J I S 1号）	66,600リットル
イ	灯油（B地区）（J I S 1号）	95,600リットル
ウ	灯油（C地区）（J I S 1号）	78,900リットル
エ	灯油（D地区）（J I S 1号）	68,800リットル
オ	灯油（E地区）（J I S 1号）	96,100リットル
カ	灯油（F地区）（J I S 1号）	68,200リットル
キ	灯油（G地区）（J I S 1号）	88,400リットル
ク	灯油（H地区）（J I S 1号）	80,700リットル
ケ	灯油（I地区）（J I S 1号）	57,500リットル
コ	灯油（J地区）（J I S 1号）	44,800リットル
サ	灯油（K地区）（J I S 1号）	32,200リットル
シ	灯油（L地区）（J I S 1号）	37,700リットル

アからシまでについては、それぞれの入札とする。

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 契 約 期 間 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

(4) 納 入 場 所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 平成27年北海道告示第726号、平成29年北海道告示第18号又は平成30年北海道告示第15号に規定する物品の購入（暖房燃料）の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年法律第96号）第27条第1項に定める石油販売業の届出をしている者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成30年1月26日（金）から同年3月1日（木）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8549 札幌市中央区北3条西7丁目
北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館地下1階大会議室（送付による場合は、郵便番号 060-8549 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室）

(2) 入札日時 平成30年3月16日（金）午前11時（送付による場合は、同月15日（木）午後5時までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道教育庁石狩教育局のホームページ（<http://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ikk/>）においてダウンロードすることができる。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のウ及び3の(1)による。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を

講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

(1) 名称 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室

(2) 所在地 郵便番号 060-8549 札幌市中央区北3条西7丁目

(3) 電話番号 011-204-5872

11 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured :

a Kerosene (JIS CLASS No 1) Approximately 66,600 liters

b Kerosene (JIS CLASS No 1) Approximately 95,600 liters

c Kerosene (JIS CLASS No 1) Approximately 78,900 liters

d Kerosene (JIS CLASS No 1) Approximately 68,800 liters

e Kerosene (JIS CLASS No 1) Approximately 96,100 liters

f Kerosene (JIS CLASS No 1) Approximately 68,200 liters

g Kerosene (JIS CLASS No 1) Approximately 88,400 liters

h Kerosene (JIS CLASS No 1) Approximately 80,700 liters

i Kerosene (JIS CLASS No 1) Approximately 57,500 liters

j Kerosene (JIS CLASS No 1) Approximately 44,800 liters

k Kerosene (JIS CLASS No 1) Approximately 32,200 liters

l Kerosene (JIS CLASS No 1) Approximately 37,700 liters

B Bid tendering date and time : 11 : 00 A.M., March 16, 2018

(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., March 15, 2018)

C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Ishikari District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Kita 3-jo Nishi 7-chome, Chuo-Ku, Sapporo 060-8549 Japan

Phone : 011-204-5872

北海道教育庁石狩教育局告示第5号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成30年1月26日

北海道教育庁石狩教育局長 馬 橋 功

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称（1月当たりの単価）及び数量
北海道札幌国際情報高等学校C A L Lシステムの賃貸借 一式

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 納入期限 平成30年5月31日

(4) 契約期間 平成30年6月1日から平成36年5月31日まで

なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。

(5) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成27年北海道告示第726号、平成29年北海道告示第18号又は平成30年北海道告示第15号に規定する物品の賃貸借（電子計算機）の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

(5) 当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成30年1月26日（金）から同年2月21日（水）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8549 札幌市中央区北3条西7丁目
北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館西棟3階1号会議室（送付による場合は、郵便番号 060-8549 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室）

(2) 入札日時 平成30年3月9日（金）午前11時（送付による場合は、同月8日（木）午後4時までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道教育庁石狩教育局のホームページ（<http://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ikk>）においてダウンロードすることができる。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

(1) 名称 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室

(2) 所在地 郵便番号 060-8549 札幌市中央区北3条西7丁目

(3) 電話番号 011-204-5872

11 Summary

- A Nature and quantity of the products to be procured : Lease of Computer Assisted Language Learning System Hokkaido Sapporo Intercultural and Technological High School 1 set
- B Bid tendering date and time : 11 : 00 A.M., March 9, 2018
(If mailed, bids must arrive no later than 4 : 00P.M., March 8, 2018)
- C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Ishikari District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Kita 3-jo Nishi 7-chome, Chuo-Ku, Sapporo 060-8549 Japan
Phone : 011-204-5872

北海道教育庁日高教育局告示第3号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成30年1月26日

北海道教育庁日高教育局長 赤 間 幸 人

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び調達予定数量

ア 道立学校複写機等の賃貸借（西部地区）（点検、調整及び消耗品（用紙を除く。）の供給を含む。） 6台分 一式（1月1台当たり 5,000枚）

イ 道立学校複写機等の賃貸借（東部地区）（点検、調整及び消耗品（用紙を除く。）の供給を含む。） 7台分 一式（1月1台当たり 7,700枚）

ウ 日高教育局複写機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（ステープル針及び用紙を除く。）の供給を含む。） 1台分 一式（1月1台当たり 34,400枚）

アからウまでについては、それぞれの入札とする。

- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

- (3) 契約期間 平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234号の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この締結を解除することができる旨の特約を付している。

- (4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成27年北海道告示第726号、平成29年北海道告示第18号又は平成30年北海道告示第15号に規定する物品の賃貸借（複写機）の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 当該調達をする物品に関し、仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。
- (5) 当該調達をする物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成30年1月26日（金）から同年2月23日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 057-8558 浦河郡浦河町栄丘東通56号
北海道教育庁日高教育局道立学校運営支援室

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道教育庁日高教育局道立学校運営支援室

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 浦河郡浦河町栄丘東通56号 北海道日高合同庁舎201号会議室

- (2) 入札日時 ア 1の(1)のア 平成30年3月8日（木）午後2時30分
イ 1の(1)のイ 平成30年3月8日（木）午後3時
ウ 1の(1)のウ 平成30年3月8日（木）午後3時30分
（送付による場合は、同年3月5日（月）までに必着）

- (3) 開札場所 (1)に同じ。

- (4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。 7 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交 付 場 所 4に同じ。 (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。 なお、郵送による交付を希望する場合は、A 4判用紙が入る返信用封（宛先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。 また、北海道教育庁日高教育局のホームページ（http://www.dokyoι.pref.hokkaido.lg.jp/hk/hdk）においてダウンロードすることができる。 8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否 落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。 落札決定に当たっては、有効な入札をした者のうち、全ての入札金額（単価）が、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格（単価）の制限の範囲内であって、入札書記載の入札総価額（1台分に係る1月当たりの基本料金及び各入札金額（単価）にそれぞれの予定枚数を乗じて得た額の合計額）が最低である者を落札者とする。 なお、1枚当たりの入札金額（単価）に1円未満の計算単位である銭（円の100分の1をいう。）を用いても差し支えない。 9 落札者と契約の締結を行わない場合 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。 10 そ の 他 平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)、(10)、(11)、及び(13)から(15)までによるほか、次による。 契約に関する事務を担当する組織 (1) 名 称 北海道教育庁日高教育局道立学校運営支援室 (2) 所 在 地 郵便番号 057－8558 北海道浦河郡浦河町栄丘東通56号 (3) 電 話 番 号 0146－22－9485 11 Summary A Nature and quantity of the products to be procured : a Lease of 6 copy machines 1 sets b Lease of 7 copy machines 1 sets	c Lease of 1 copy machines 1 sets B Bit tendering date and time : a 2 : 30 P.M., March 8, 2018 b 3 : 00 P.M., March 8, 2018 c 3 : 30 P.M., March 8, 2018 (If mailed, bits must arrive no later than March 5, 2018) C Contact : General Affairs Dapartment, Hidaka District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Sakaeoka-higashi-dori 56, Urakawa-cho, Urakawa-gun Hokkaido 057-8558 Japan Phone : 0146-22-9485					
道 人 事 委 員 会 規 則						
管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成30年1月26日 北海道人事委員会委員長 楯 田 信 知 北海道人事委員会規則14－73 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 管理職員等の範囲を定める規則（北海道人事委員会規則14－1）の一部を次のように改正する。 別表知事部局の項本庁の事項中「担当局長」を「局次長 担当局長」に改める。 附 則 この規則は、公布の日から施行する。						
道 警 察 本 部 告 示						
北海道警察本部告示第32号 昭和43年北海道警察本部告示第23号（交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区）の一部を次のように改正し、平成30年1月26日から施行する。ただし、別表旭川方面名寄警察署の部の改正規定は、同年2月15日から施行する。 平成30年1月26日 北海道警察本部長 和 田 昭 夫 別表旭川方面名寄警察署の部駅前項及び西五条の項を次のように改める。 <table><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>名寄市大通北及び西9条北の1丁目から10丁目まで、東1条北、西7条</td></tr></table>						名寄市大通北及び西9条北の1丁目から10丁目まで、東1条北、西7条
				名寄市大通北及び西9条北の1丁目から10丁目まで、東1条北、西7条		

西四条北			名寄市西4条北3丁目5番地	北、西8条北及び西10条北の1丁目から9丁目まで、東2条北1丁目及び2丁目の一部（北海道旅客鉄道株式会社宗谷本線以西）並びに3丁目から9丁目まで、東3条北2丁目及び3丁目の一部（北海道旅客鉄道株式会社宗谷本線以西）並びに4丁目から8丁目まで、東4条北3丁目及び4丁目の一部（北海道旅客鉄道株式会社宗谷本線以西）並びに5丁目から8丁目まで、東5条北6丁目及び8丁目、西1条北及び西3条北の1丁目から7丁目まで、西2条北1丁目から8丁目まで、西4条北1丁目から11丁目まで（9丁目欠）、西5条北1丁目から11丁目まで（5丁目及び7丁目欠）、西11条北及び西12条北の1丁目から5丁目まで、西13条北1丁目並びに字日進、字大橋、字内淵、字砺波、字瑞穂、字曙及び字弥生					9条南5丁目、西3条南及び西5条南の1丁目から12丁目まで（9丁目欠）、西8条南1丁目から12丁目まで（7丁目から9丁目まで欠）、西9条南4丁目から6丁目まで、西11条南及び西12条南の1丁目から12丁目まで（2丁目欠）、西13条南1丁目から12丁目まで（3丁目欠）、西14条南5丁目から12丁目まで、西15条南1丁目から9丁目まで（2丁目、3丁目及び8丁目欠）、西16条南9丁目並びに字朝日、字旭東、字日彰、字緑丘、字徳田、字豊栄及び字共和															
西五条南			同 西5条南7丁目21番地1	同 大通南、西1条南、西2条南、西4条南、西6条南、西7条南及び西10条南の1丁目から12丁目まで、東2条北1丁目及び2丁目の一部（北海道旅客鉄道株式会社宗谷本線以東）、東3条北1丁目並びに2丁目及び3丁目の一部（北海道旅客鉄道株式会社宗谷本線以東）、東4条北1丁目、2丁目並びに3丁目及び4丁目の一部（北海道旅客鉄道株式会社宗谷本線以東）、東5条北及び東6条北の1丁目から5丁目まで、東1条南1丁目から9丁目まで、東2条南1丁目から12丁目まで（8丁目欠）、東3条南及び東4条南の1丁目から9丁目まで（8丁目欠）、東5条南1丁目から9丁目まで（7丁目及び8丁目欠）、東6条南1丁目から9丁目まで（6丁目及び7丁目欠）、東7条南1丁目から9丁目まで（2丁目及び5丁目から7丁目まで欠）、東8条南5丁目から9丁目まで（6丁目及び7丁目欠）、東	別表旭川方面美深警察署の部駅前項の項所管区の欄を次のように改める。 中川郡美深町大通南、東1条南、東2条南、東3条南、東4条南及び西1条南の5丁目から8丁目まで、東5条北3丁目、東6条北1丁目から3丁目まで、東6条南、字大通南、字東1条南、字東2条南、字東3条南及び字西1条南の1丁目から4丁目まで、西3条北、字大通北、字東1条北、字東2条北及び字東3条北の1丁目から7丁目まで、西2条南4丁目から8丁目まで、西3条南1丁目及び4丁目、字東4条北4丁目から7丁目まで、字東5条北5丁目から7丁目まで、字西1条北1丁目から5丁目まで並びに字美深、字南町、字西町、字若松町、字開運町、字北町、字敷島、字仁宇布、字辺溪、字菊丘、字吉野、字斑溪、字富岡、字川西、字六郷、字泉及び字玉川																			
					別表旭川方面美深警察署の部恩根内項から佐久の項までを次のように改める。 <table><tr><td></td><td></td><td>恩根内</td><td>同 字恩根内91番地45</td><td>同 字紋穂内、字西里、字報徳、字大手、字恩根内、字小車、字楠及び字清水</td></tr><tr><td></td><td></td><td>音威子府</td><td>同 音威子府村字音威子府437番地</td><td>同 音威子府村</td></tr><tr><td></td><td></td><td>中 川</td><td>同 中川町字中川237番</td><td>同 中川町字琴平、字誉、字中</td></tr></table>							恩根内	同 字恩根内91番地45	同 字紋穂内、字西里、字報徳、字大手、字恩根内、字小車、字楠及び字清水			音威子府	同 音威子府村字音威子府437番地	同 音威子府村			中 川	同 中川町字中川237番	同 中川町字琴平、字誉、字中
		恩根内	同 字恩根内91番地45	同 字紋穂内、字西里、字報徳、字大手、字恩根内、字小車、字楠及び字清水																				
		音威子府	同 音威子府村字音威子府437番地	同 音威子府村																				
		中 川	同 中川町字中川237番	同 中川町字琴平、字誉、字中																				

			地 4	川、字大富、字国府及び字歌内	
		佐 久	同 字 佐 久163番 地	同 字板谷、字大和、字共 和、字安川、字富和、字佐久、字神路 及び字豊里	
道 警 察 方 面 本 部 告 示					
北海道警察旭川方面本部告示第11号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。 平成30年1月26日 北海道警察旭川方面本部長 中 林 厚 1 入札に付する事項 (1) 調達をする物品等の名称（1月当たりの単価及び1枚当たりの単価）及び数量 ア デジタル複写機の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙及びステープルを除く。）の供給を含む。）一式 イ 調達台数及び調達予定数量 14台及び1月当たり288,800枚 (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。 (3) 契 約 期 間 平成30年4月1日から平成33年3月31日まで なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。 (4) 納 入 場 所 入札説明書による。 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 平成27年北海道告示第726号、平成29年北海道告示第18号又は平成30年北海道告示第15号に規定する物品の賃貸借（複写機）の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。 (4) 当該調達をする物品等に関し、迅速な点検及び調整並びに消耗品の供給体制が整備されていることを証明した者であること。 (5) 当該調達をする物品等に関し、仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した					
者であること。 3 条件付一般競争入札参加資格の審査 (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。 ア 申 請 の 時 期 平成30年1月26日（金）から同年2月26日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 ウ 申請書類の提出先 郵便番号 078-8511 旭川市1条通25丁目487番地6 北海道警察旭川方面本部会計課 (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。 4 契約条項を示す場所 北海道警察旭川方面本部会計課 5 入札執行の場所及び日時 (1) 入 札 場 所 旭川市1条通25丁目487番地6 北海道警察旭川方面本部3階大会議室（送付による場合は、郵便番号 078-8511 旭川市1条通25丁目487番地6 北海道警察旭川方面本部会計課） (2) 入 札 日 時 平成30年3月9日（金）午後2時30分（送付による場合は、同日午前11時までに必着） (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。 (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。 6 入 札 保 証 金 平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。 7 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交 付 場 所 4に同じ。 (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。 なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量50グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。 また、北海道警察旭川方面本部のホームページ（http://					

www.asahikawahonbu.police.pref.hokkaido.lg.jp/)においてダウンロードすることができる。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

有効な入札をした者のうち、全ての入札金額（1月当たりの単価及び1枚当たりの単価）が、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格（1月当たりの単価及び1枚当たりの単価）の制限の範囲内であり、かつ、入札書記載の入札総価額（1月当たりの単価及び1枚当たりの単価に調達予定数量を乗じて得た額の合計額）が最低である者を落札者とする。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称 北海道警察旭川方面本部会計課
- (2) 所 在 地 郵便番号 078-8511 旭川市1条通25丁目487番地6
- (3) 電 話 番 号 0166-35-0110 内線 2234

11 Summary

- A Nature and quantity of the products to be procured : Lease of 14 copying machines included maintenance and supply of consumer goods. Paper and Staple is not included
- B Bid tendering date and time : 2 : 30 P.M., March 9, 2018
(If mailed, bids must arrive no later than 11 : 00 A.M., March 9, 2018)
- C Contact : Finance Division, Hokkaido Asahikawa Area Police Headquarters, 1-jo-dori 25-chome 487-6, Asahikawa, Hokkaido 078-8511 Japan
Phone : 0166-35-0110 Extension 2234